

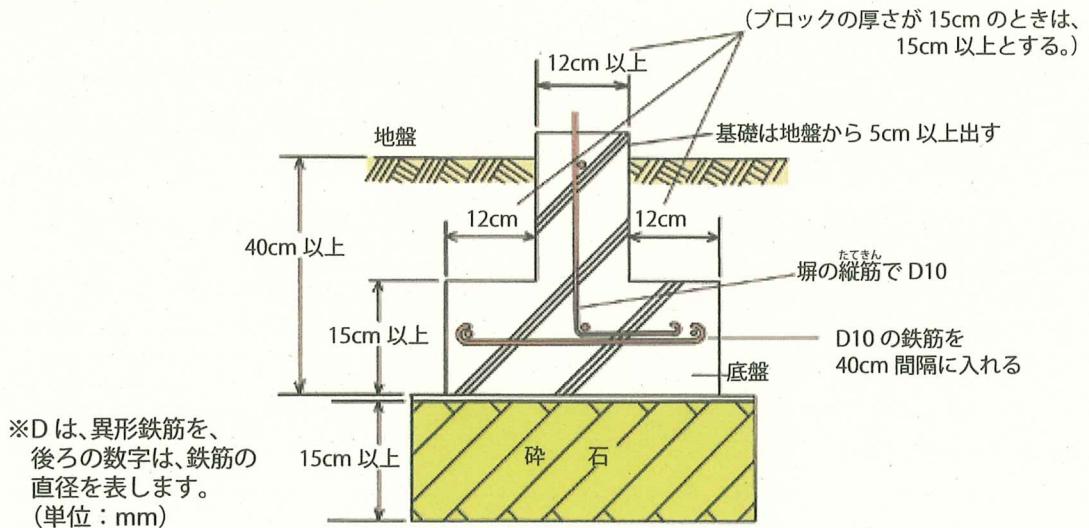
新しいブロック塀の作り方

ブロック塀については、建築基準法にも定めがありますが、東海地震に対して安全なものとなるよう、以下の方法で設計・施工してください。

1 基礎

- ① 基礎は、鉄筋コンクリート造とする。
- ② 基礎の幅、根入れ、底盤及び鉄筋は、地盤の高低差に応じ次の図のようにする。
- ③ 基礎は、地盤から 5cm 以上出す。
- ④ 基礎の下はよくつき固め、その上を碎石で敷き固める。その厚さは、15cm 以上とする。
- ⑤ 基礎を造った後は、周りをよく突き固める。

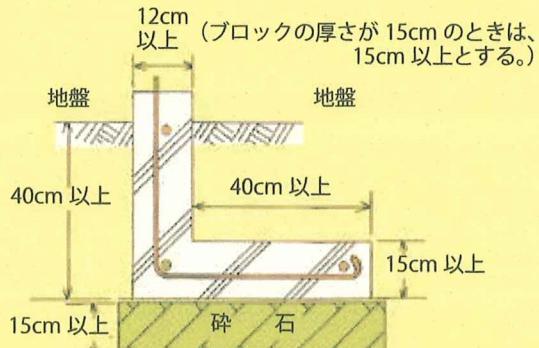
地盤の高低差がない場合の基礎



注

基礎の両側に底盤を設けられない場合の基礎

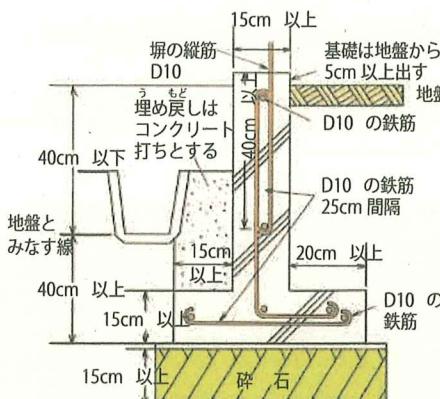
敷地の関係で、基礎の両側に底盤を設けることができないときは、根入れは 40cm 以上とし、片側に長さ 40cm 以上の底盤を設ける。



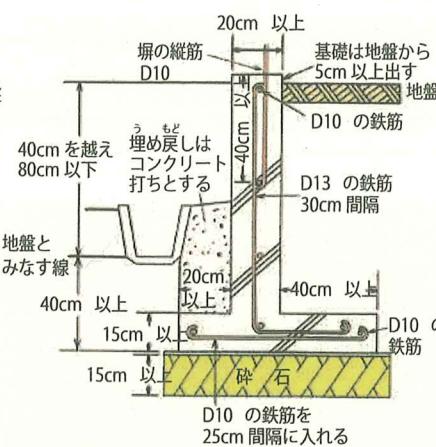
注

地盤に高低差がある場合は、原則として計算により安全を確かめてください。(下図は参考です。)

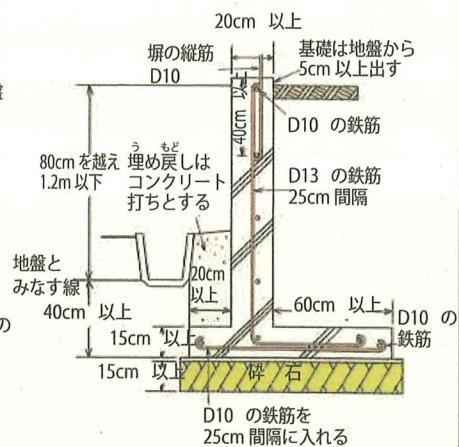
地盤の高低差が 40cm 以下の場合の基礎



地盤の高低差が 40cm を越え 80cm 以下の場合の基礎



地盤の高低差が 80cm を越え 1.2m 以下の場合の基礎



注

基礎の両側に底盤を設けることができないときは、根入れを 40cm 以上とし、片側に長さ 40cm 以上の底盤を設ける。

注

基礎の両側に底盤を設けることができないときは、片側に長さ 60cm 以上の底盤を設ける。

注

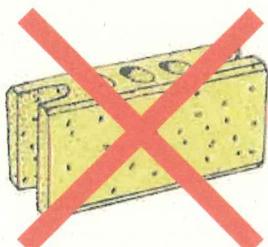
基礎の両側に底盤を設けることができないときは、片側に長さ 80cm 以上の底盤を設ける。

※実施工にあたっては隣地との境界にご注意ください。

2 ブロック塀の品質

ブロック塀に使用するコンクリートブロックは、JIS 規格に適合したものを使用し、厚さは 12cm 以上とする。(ただし、塀の高さが、1.7m を超える場合は、厚さ 15cm 以上とする。)

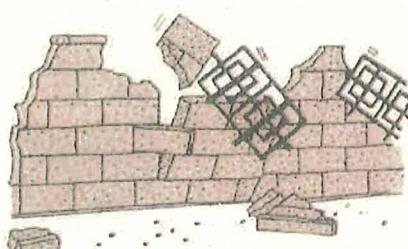
●面とりブロックは使わない。



●すかしブロックは使わない。



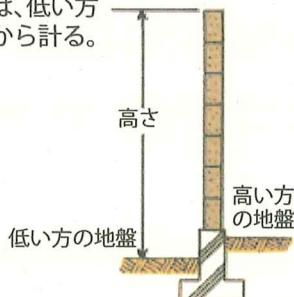
●ブロックと鉄の柵などを交互に組み合わせた塀を作る場合は、建築士に相談し施工方法に注意する。



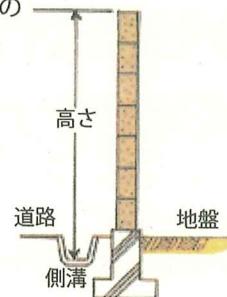
3 塀の高さ

- ①塀の高さは、ブロック塀の厚さが12cmのものは1.7m以下とし、ブロックの厚さ15cmのものは2m以下とする。
- ②沼地を埋め立てた場所、ごみや泥土で埋め立てた場所など地盤が著しく軟弱な場所では、塀の高さは60cm以下とする。

地盤に差があるところは、低い方の地盤から計る。

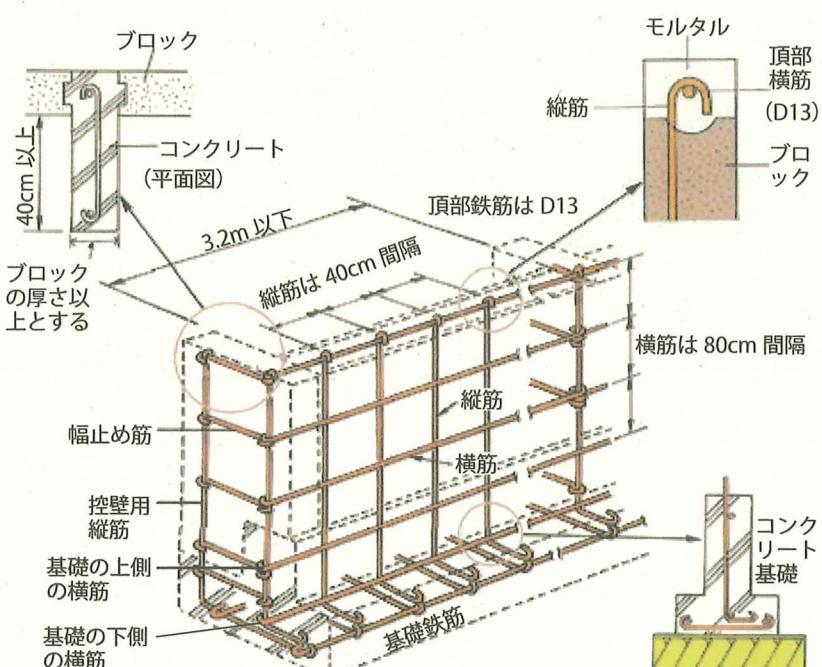


側溝に沿ったところは、側溝の底から計る。



4 塀の鉄筋

- ①ブロック塀には、D10以上の鉄筋を縦は40cmの間隔で、横は80cmの間隔で配置する。
- ②横筋の末端は、かぎ状に折り曲げて縦筋にかぎがけする。
- ③縦筋の下端はかぎ状に折り曲げ、基礎の底盤の横筋にかぎがけするか、縦筋の径の40倍以上基礎に定着させる。
- ④縦筋の上端は、かぎ状に折り曲げて壁頂の横筋にかぎがけし、モルタルで覆う。



5 控壁

- ①ブロック塀の長さ3.2m以下ごとに、塀と同じ高さで塀の面から40cm以上突き出た鉄筋コンクリートの控壁を設ける。
- ②ブロック塀の端部にも、塀と同じ高さで塀の面から40cm以上突き出た鉄筋コンクリート造の控壁を設ける。
- ③控壁の中には、D10以上の鉄筋を「4塀の鉄筋」のように配置する。
- ④控壁の基礎は、根入れ、底盤及び鉄筋の配置を塀の基礎と等しくする。

